

賠償に関する広報紙掲載記事

平成27年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A	
H27.6.15	初回と第2回は、原子力損害賠償の請求の方法について解説します。	原子力損害賠償の請求方法には、どんなものがあるかの？	皆さんもご存じかもしれませんが、東京電力に対する方法は大きく分けて次の3つがあります。 東京電力の請求書を使った直接請求 原子力損害賠償紛争解決センター(ADR)への仲介手続の申立て 裁判所への訴訟提起
		直接請求のメリット、デメリットは？	の直接請求のメリットは、及びの方法と比べて賠償金の支払まで早くたどり着ける点です。また、東京電力が提供する請求書に必要項目を記載し、東京電力が求める資料を添付して請求書を提出すれば、基本的には賠償金の支払までたどり着くことができます。との場合のように、手続の中で賠償の発生や損害の発生と原発事故との因果関係(その損害が、原発事故があったために発生したと合理的に考えられること)について、難しい主張や証明を求められません。一方で、直接請求では東京電力の設定した賠償項目、賠償基準を超える賠償がされない点は、この方法のデメリットであるといえます。原町区内の旧緊急時避難準備区域や鹿島区にお住まいの方が、直接請求の対象期間(旧緊急時避難準備区域の方は平成24年8月まで、鹿島区の方は平成23年9月まで)以降の精神的損害の慰謝料請求をしたり、自宅とその屋敷や家財の損害賠償請求をしたりすることは、現時点の直接請求ではできません。ADRへの和解仲介手続の申立てや、訴訟提起については次回お話しします。

賠償に関する広報紙掲載記事

平成27年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A	
H27.7.15	今回は、初回(6月15日号)でお話しした原子力損害賠償の請求方法の手続きをお話しします。	<p>紛争解決センターへの和解仲介手続の申立てのメリット、デメリットは？</p>	<p>ADRへの和解仲介手続の申立て(和解仲介手続の概要や活用方法については、次回以降にお話しします)では東京電力の設定した賠償項目以外の賠償や、賠償基準を超える金額の請求を行うことができます。また、損害の発生や損害と原発事故との因果関係について、訴訟のように厳格な認定ではなく、ある程度柔軟な方法で主張や証明を行うことができ、また、柔軟な判断がされます。申立てには手数料がかかりません。こうした点がメリットといえます。一方で、和解仲介手続は直接請求と比べて時間がかかります(申立てから和解の成立、賠償金の支払いまで半年以上かかることもあります)。申立書を作成し、自分で主張や証拠の提出方法について工夫し、ADRとのやりとりをする必要があります。また、この手続は被災者と東京電力との和解を目指すもので、最終的にADRから被災者に有利な和解案が示されても東京電力が受諾を拒否すれば、和解は成立せず、賠償金は支払われません。こういった点がデメリットであるといえるでしょう。</p>
		<p>訴訟のメリット、デメリットは？</p>	<p>訴訟では、東京電力の定めた直接請求の枠組みや原子力損害賠償紛争審査会が定めたいわゆる中間指針にとらわれることなく、原賠法や民法といった法律等に基づき判断がされます。これにより、そうした枠組みの中では認められなかった損害賠償が認められる可能性があります。また、和解仲介手続と違い、裁判所の判断である判決は東京電力の諾否にかかわらず効力が生じます(ただし、控訴がされる可能性はあります)。これらの点は、訴訟のメリットであるといえます。しかし、東京電力の直接請求や中間指針の枠組みでは、従来 of 法解釈より柔軟に賠償の範囲が定められている部分があります。訴訟では、そうした枠組みが必ず使われるわけではないために、かえって、直接請求やADRの和解仲介手続より厳しい判断がされる可能性もあります。</p>
		<p>結局どの方法が一番いいの？</p>	<p>絶対的に一番有利な方法はありません。大事なのは、それぞれの特徴を把握して使い分けるといことだと思えます。</p>

賠償に関する広報紙掲載記事

平成27年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A	
H27.8.15	<p>今回から、原子力損害賠償紛争センター(以下「ADR」)の和解仲介手続の活用方法についてお話しします。</p>	<p>和解仲介手続の利用のポイントは？</p>	<p>前回までは原子力損害賠償の請求方法として、東京電力に対する直接請求、ADRへの和解仲介手続の申立て、訴訟の提起の3つをお話しました。まずは直接請求のできる賠償項目を直接請求して、そこで賠償されなかった部分や請求できない項目について和解仲介手続を利用するのがこの手続を活用する一つのポイントです。訴訟提起の前に、手続が訴訟より早く進む和解仲介手続の利用を検討するのが現実的な進め方でしょう。直接請求において東京電力と同意書を取り交わしても、和解仲介手続の申立てができなくなることはありません。また、直接請求できる賠償項目について、直接請求をせずに和解仲介手続の申立てをすることもできます。</p>
		<p>和解仲介手続はどういうもの？</p>	<p>和解仲介手続は、ADRが被災者と東京電力との原子力損害賠償に関する争いについて話し合いを取り持ち、双方の合意(和解)によって争いの解決を目指す手続です。話し合いを取り持つのは、ADRに指名された仲介委員とこれを補佐する調査官です。仲介委員も調査官も弁護士の資格を持った人です。実際の話し合いの手続は、ほとんどの場合、ADRに自分の言い分などを書いた書面を送り、ADR・東京電力から言い分や連絡事項などが書かれた書面を受け取るといった主に郵便によるやりとりや、仲介委員・調査官と電話で話すといった方法で行われます。申立てをした人が仲介委員や東京電力の職員らと一つの部屋で同席して話し合うという方法がとられることは多くありません。具体的な手続の進め方については、改めて詳しくお話しします。ADRの組織に関する説明は省きます。和解仲介手続のことを含めて、ADRのことを詳しく知りたい方は、ADR相双支所の窓口や、電話による問い合わせ、ADRホームページをご活用ください。</p>
		<p>お問合せ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力損害賠償紛争解決センター(ADR)相双支所(南相馬市役所北庁舎2階) 平日9時～17時 ・全国共通フリーダイヤル 0120(377)155 平日10時～17時

賠償に関する広報紙掲載記事

平成27年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A
H27.9.15	<p>和解仲介手続はどうやって申し立てるの？</p>	<p>和解仲介手続は、賠償請求の内容などを記載した書面(申立書)を作成し、ADRに提出して申し立てます。申立書はADR相双支所の窓口にい持参するか、ADR東京第一事務所に郵送で提出します。申立ての際には、申立書を3通、ADRに提出します。書き上げた原本を押印した後、3通は提出、1通は控えにすると便利です。申立ての手数料はむりょうです。申立ては弁護士に依頼せず自分でも行えます。</p>
	<p>申立書はどうやって書いたらいいの？</p>	<p>申立書に決まった書式はありません。必要な記載事項が書かれていれば、手書きでも構いません。最低限必要な記載事項は以下の5つです。 申立人の名前(名前の隣に押印してください)、住所、電話番号 被申立人の名称と連絡先 東京電力株式会社 〒100-8560 東京都千代田区内幸町1-1-3 請求する損害賠償の総額の内訳 損害が原発事故によって発生した事故 ADRの提供している参考書式を利用して申立書を書くこともできます。参考書式はADR相双支所や原子力損害対策課で配布しています。ADRのホームページからダウンロードもできます。</p>
	<p>今回は原子力損害賠償紛争センター(以下「ADR」)の和解仲介手続の申立ての方法と実際の手続きの流れについてお話しします。</p>	<p>手続はどう進みますか？</p> <p>申立て後の手続はおおむね次のように進みます。</p>

賠償に関する広報紙掲載記事

平成27年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A	
H27.10.15	<p>今回は原子力損害賠償紛争センター(以下「ADR」)の和解仲介手続の進め方についてお話しします。</p>	<p>和解仲介手続はどう始まるの？</p>	<p>申立てをした後の手続の流れについてもう少し具体的にお話ししましょう。申立てをしても、数日ではADRや東京電力から反応はありません。待ちましょう。申立てから1~2か月程するとADRから仲介委員等の指名の通知が申立書に記載した連絡先住所に郵便で送られてきます。これは手続を担当する仲介委員と調査官を紹介するものなので、特に返信をする必要はありません。その後、東京電力から申立てをした内容に対する反論等が記載された答弁書(別の題名の場合もあります)が送られてきます。答弁書は東京電力が委任した弁護士事務所から送られてくるので、東京電力ではなく弁護士事務所の封筒で送られてくることが多いですが、戸惑わないでください。</p>
		<p>その後の進行は？</p>	<p>答弁書が送られてきた段階で、それに対して直接、東京電力やその弁護士に反論する必要はありません。同じ頃に、ADR(主に担当調査官)から答弁書を踏まえて、追加で説明してほしい点、反論してほしい点、提出してほしい資料について問合せがありますので、この問合せに対応すれば十分です。ADRからの問合せは調査官から電話でされる場合もありますし、郵便などによって書面でされる場合もあります。あなたから反論などをADRに伝える方法は、文書にまとめて提出する方法でも、調査官に電話で話をするという方法でもできます。やりとりの仕方、主張のまとめ方などは担当調査官に相談してみるのいいでしょう。ある程度、柔軟に対応してくれます。なお、調査官との電話は、原則として、平日のADRの業務時間中に限らせるので注意してください。このようなADRとのやりとりの後、賠償がされる場合には賠償内容が示された「和解案」の提示があります。和解案の内容で和解する旨を伝えると「和解契約書」という書面が送られてきます。あなたと東京電力の分2通が送られてくるのでその全てに各申立人が自分で署名・押印して2通ともADRへ返送してください。後ほど、ADRから東京電力が記名・押印したもの1通が送られてきます。これで和解が成立します。</p>

賠償に関する広報紙掲載記事

平成27年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A	
H27.11.15	<p>今回は原子力損害賠償紛争センター(以下「ADR」)の和解仲介手続に関する疑問にお答えします。</p>	<p>和解仲介申立てをしたことで不利になることはないの？</p>	<p>ある損害項目(精神的損害、財物損害等)について東京電力が直接請求で示した賠償金額を不当として、和解仲介手続を申し立てた場合に、ADRの和解案の賠償金額が、直接請求の金額を下回することは原則としてありません。このことは、ADRが定めた複数の案件で共通した取扱いをする事項に関するガイドラインである「総括基準」に示されています(平成24年7月5日付け決定のもの)。一方で、直接請求の賠償基準に従って賠償金額が明確に算定できない損害項目(不動産賠償等)について、直接請求をせずに和解仲介手続を行った場合は、必ずしもADRの和解案の賠償金額が、直接請求をした場合の金額を上回るとは限りません。これは和解仲介手続では、常に東京電力の直接請求の基準に従った賠償金額の試算がされるわけではないからです。また、和解仲介手続で請求した損害項目について、手続の途中で直接請求を行うと、和解仲介手続の結果が出るまで直接請求の回答が留保される場合もあります。同じ賠償項目について二重払いを防ぐためだと思われます。なお、和解仲介手続の申立てをしても、同手続で請求している以外の損害項目について、直接請求できなくなることはありません。</p>
		<p>和解仲介手続で賠償が認められなかったことで不利にならないの？</p>	<p>和解仲介手続の結果、請求した賠償が認められなくても、二度と請求できなくなるところはありません。賠償が認められなかった損害項目について賠償をせず、今後一切の賠償を行わないとの条項(清算条項)が盛り込まれた和解契約書の作成を強制されることはないからです。したがってその賠償項目について再度、和解仲介手続の申立てをしたり、訴訟を提起したりすることは妨げられることはありません。なお、一度賠償が認められなかった賠償項目について、再度和解仲介手続の申立てをする場合、同じ証拠では、同じ結論となってしまう可能性が高いです。再申立てをする際には、一度目で賠償されなかった原因をカバーする主張・立証をした方がいいでしょう。</p>

賠償に関する広報紙掲載記事

平成27年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A	
H27.12.15	今回は、不動産の損害賠償についてお話しします。	避難指示区域内に所有している土地や建物は、評価額全額がされないのですか？	東京電力の直接請求では現在、市内の避難指示区域に所在していた不動産について、不動産の原発事故当時の評価額に72分の60の割合を乗じた金額で賠償されています。この割合は避難指示の期間に応じて決められており、この期間が原発事故から6年経過すると認められない限り、72分の72の割合になることはありません。つまり現状、直接請求の場合は、避難指示の期間が6年以上になると国が判断している「帰還困難区域」以外の地域にある不動産に対しては、全損評価になる賠償(原発事故当時の評価額全額の賠償)はされません。他方、原子力損害賠償紛争解決センター(ADR)の和解事例には、南相馬市の避難指示区域内の不動産について、避難指示の期間にかかわらず全損評価による賠償がされたものがあります。ADRの和解仲介手続を利用した場合、現時点でも全損評価による賠償がされる可能性があると考えられます。
		どのような場合に全損評価がされているの？	公表されている和解事例によると、全損評価による賠償がされた事例では主に次のような事情が考慮されています。 避難指示の解除時期に関する事情(不動産が所在する地域の放射線量、除染の進捗状況、災害廃棄物の処理状況、生活インフラの復旧状況など) 地域に共通する不動産の管理・使用の再開可能性に関する事情(建築業者に工事を依頼した場合の着工までの待ち時間、学校・医療機関の整備状況等所有者の生活再開の可能性に関する事情) 所有者の期間可能性に関する事情(高齢、疾病、避難先で家族が就学、就業したために直ぐに帰還できない、帰還後の営業、営農の再開可能性など) 和解仲介手続ではこうした事情を全体的に考慮して、不動産の所有者が原発事故から6年以内に帰還して、その不動産の管理・使用を始められるのかどうかを判断し、管理・使用の再開が6年以内にできないと現実的に認められる場合には、全損と評価していると考えられます。和解仲介手続では、 から までに当てはまる具体的事実をできるだけ多く、詳しく主張・立証していくことが大切だといえます。

賠償に関する広報紙掲載記事

平成27年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A	
H28.1.15	今回は東京電力への損害賠償請求とその裏付けのための資料についてお話しします。	<p>損害賠償の請求には必ず証拠が必要なのですか？</p>	<p>領収書等の請求を裏付けるための資料が必要かどうかは、請求する項目によります。精神的損害や定額で賠償がされる項目などの賠償では、特に資料がなくても賠償がされます。一方で、避難先の住所でかかった家賃や避難生活で購入した物品の購入費用といった実費の賠償では、賃貸借契約書や領収書等の資料の提出が求められます。また、就労不能損害賠償では、雇用契約書や平成22年分の源泉徴収票等、生命身体損害賠償では、疾病・傷害に関する診断書や通院証明書等が必要とされます。資料の提出が必要な項目の直接請求では、東京電力が指定する資料がないと、ほぼ賠償されません。</p>
		<p>東京電力が資料の保管を呼びかけたことはあるの？</p>	<p>東京電力が領収書の保管を呼びかけるような広報を個々に賠償の案内とは別に行ったことはありません。しかし、資料は賠償が認められる重要な条件なので、今手元にあるものは保管しておき、自宅の掃除や整理をしたときなどで領収書等が見つかったときは捨てずに取っておいて、賠償できる費用なのかどうか一度相談されることをお勧めします。</p>
		<p>資料が無いときはどうすればいいですか？</p>	<p>直接請求では、東京電力の求める資料がない限り賠償はされませんが、原子力損害賠償紛争解決センター(ADR)の和解仲介手続では、代替りの資料や紙の資料ではなく、本人の供述を資料として賠償がされる可能性があります。例えば、物品の購入費用の賠償では、購入したときの領収書がなくても、購入した物の写真と、同じものが掲載された広告紙等購入価格の分かるもので賠償が認められることがあります。また生命身体損害賠償では、疾病と避難生活との因果関係を明確に認める診断書がない場合に、避難生活の状況や疾病の発生時の状況に関する詳細な供述を補強の資料とすることで、因果関係が認められる場合もあります。東京電力の指定する資料がないと、一切賠償されないと諦めず、一度、弁護士等の専門家に相談してみてください。</p>

賠償に関する広報紙掲載記事

平成27年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A	
H28.2.15	今回は避難指示の解除と原子力損害賠償との関係についてお話しします。	<p>避難指示の解除されると損害賠償がされなくなるのですか？</p>	<p>この質問は、主に原発事故後も継続的に発生する損害(避難に伴う精神的損害、営業損害、就労不能損害等)の終期(賠償の終了時期)が避難指示の解除日であるかという問題として整理できます。いわゆる*中間指針が、賠償の終了期間を避難指示の解除時期によって明示的に定めていたのは、避難に伴う精神的損害です。しかし、これについて、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に原発事故当時住んでいた方に対して、共通に平成30年3月までの分が賠償されることになりました。これとは別に、不動産の損害賠償では、以前にお話ししたように(広報12月15日号)、損害額の算定に避難指示の解除時期が関連しています。なお、既に発生し、賠償の対象とされている損害の賠償には、避難指示の解除は影響しません。例えば、家財の損害賠償を請求せずにいたままで、避難指示が解除されたとしても、解除の日以降に、その賠償請求はできません。 *中間指針...原子力損害賠償紛争審査会が策定した原子力損害賠償の範囲等を定めたガイドラインのこと。</p>
		<p>継続して発生する損害の終期はどうなるか？</p>	<p>中間指針では、避難に伴う精神的損害以外の継続的に発生する損害(営業損害、就労不能損害、生命身体損害等)に対する賠償の終了時期を、避難指示の解除時期と直接に関連付けていません。これらは避難指示の解除時期に関わらず、原発事故との相当因果関係によって、終了時期が決められます。営業損害については、原発事故との相当因果関係が認められる限り、平成27年以降も1年分の減収分の2倍相当額が一括賠償されます(実質的に、平成29年までの将来分の賠償)。</p>
		<p>避難指示の解除後も賠償の支援はあるの？</p>	<p>原子力損害対策課では、平成28年度も、引き続き市民の皆さんの原子力損害賠償請求の支援を行っています。</p>

賠償に関する広報紙掲載記事

平成27年度

掲載日	項目	原発賠償 Q&A	
H28.3.15	今回は災害弔慰金と避難関連死に基づく損害賠償についてお話しします。	災害弔慰金はどういった制度ですか？	災害弔慰金とは、市町村が法令に定められた大規模な自然災害によって亡くなった方の遺族に支給する"お悔み金"です。東日本大震災はこの災害に該当します。津波など災害そのものによって亡くなった場合だけでなく、災害発生後の避難生活の中で亡くなった場合(災害関連死)でも支給対象となる場合があります。災害弔慰金の支給手続に関する詳細は、社会福祉課へご相談ください。
		災害弔慰金と避難関連死の損害賠償はどう違いますか？	両者は全く別のものです。災害弔慰金は福祉制度の一環として行政が支給する"お悔み金"であるのに対して、避難関連死に基づく損害賠償は、原発事故によって避難等を余儀なくされたことで、病気になるなどして亡くなった方と遺族に対して、東京電力が支払う賠償金です。別の法制度に基づくものなので、災害弔慰金の支援を受けても東京電力に損害賠償を請求できます。一方、災害弔慰金の支給を受けたとしても必ず賠償が認められるわけではありません。ただし、災害関連死の場合の災害弔慰金の支給判定では、亡くなった方の死因と避生活難との関連が検討されます。これは避難関連死の損害賠償における因果関係の判断と近い部分があるので、災害弔慰金の支給申請の際に提出した資料は損害賠償請求の参考になる可能性があります。
		避難関連死に基づく損害賠償請求の方法は？	まず、東京電力の請求書を使って、東京電力に直接請求する方法があります。それが認められない場合や適切な額の賠償金が支払われない場合には、原子力損害賠償紛争解決センター(ADR)の和解仲介手続や裁判所の訴訟を利用します。請求のポイントは、その方の亡くなった原因が原発事故による避難等にあることが明確に分かる資料(医師の診断書等)を用意できるかできないかです。そうした資料があれば、直接請求や和解仲介手続でも賠償が認められる可能性が高いといえます。一方、そういった資料がない場合は遺族の証人尋問等、多角的な立証活動を行う必要がありますので、訴訟を利用することになるでしょう。